

第3回 編集委員会の概要

○ 要望・要請事項（要望・要請する旨発言のあったもの）

	項目	委員のご意見	回答	対応状況	今後の対応
1	データ共有・活用について	<ul style="list-style-type: none"> 各部会で集めた情報をどのように管理していくか。 長期保存、活用という観点から、最初の段階である程度ルールに則って運用していくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> Microsoftのteams等を活用した、データ共有の必要性について意見が出ているが、本年度は予算を確保できていない。 部会でも十分に議論できていないため、現時点で県史全体の方向性をお示しできない状況にある。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 資料データの長期保存及び共有、各部会の状況確認等の利点を考慮し、クラウドサービスの導入及び運用経費を検討中。
2	歴史文化財課にあるデータベースについて	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化財課にあるデータベースを共有できないか。必要な部会があれば提供できる仕組みづくりを考えてほしい。 	※ 要請のみ	△	<ul style="list-style-type: none"> 現データベースはR5.12月に停止。R6年度以降新データベースへ移行予定。 新データベースを用いた、収集データの運用について検討中。
3	編集委員会における問題提起への対応及び第1期計画について	<ul style="list-style-type: none"> 部会委員の意見を十分に反映されていないのでは。計画と部会協議の関係を今後どのようにしていくか。 刊行物や講座等に焦点が当てられており、各部会の事前調査、市町村とどのように連携を図るのかといった課題が拾われていない。 編集委員会の中で、次年度の計画に追加・修正部分を提案できるか。また年度計画、各年度の進行の訂正にはどのような手続きが必要なのか。 ある程度見切りの段階で計画を作成し、必要に応じ訂正・修正を行い、結果的に大きなズレが生じないよう調整すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに委員会で問題提起された課題が整理されておらず、率直に反省しているところである。次回以降は、いただいた意見等をリストアップした上で、どのように対応するか取りまとめる。 この第1期計画は県が責務を負うと同時に、各部会がこの計画に沿って調査を進めていくという意思表示でもある。内容については必要に応じ議論を行い、その都度改定していきたい。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 編集委員会で主な議論となった意見をリスト化。 提案した課題をリスト化し、議論及び共有を図る。必要に応じ、編集委員会の議題として報告する等し、改善していく。 第1期計画、各専門部会のご意見を踏まえて取りまとめている。 第1期計画は専門部会での協議を経て、必要の都度に改訂を行う予定（概ね年1回以上）。 ※ 委員のご意見を反映した第1期計画については、本日最後の議題で報告予定。

4	写真撮影の体制について	<ul style="list-style-type: none"> 写真撮影のフォーマットと今後の体制はどのようにするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的にフォーマットについて議論が進んでおらず、これから検討したい。 資料が膨大になり、全体のフォーマットを統一することは難しいのではないかとといった意見も出ている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 本日の議題の1つとして協議予定。 歴史資料調査隊養成講座の開催等、人材の確保及び育成を努めていく。
5	市町村との連携について	<ul style="list-style-type: none"> 地域及び文書へのアプローチ方法を定めるために、各市町村の教育委員会や史談会等外部の力を借りながら、まず全体の雰囲気把握を必要とする。事務局には全体の基礎調査を早く進めていただきたい。 	※ 要請のみ	△	<ul style="list-style-type: none"> 全体の基礎調査（所在調査）は事務局だけで取り組むのではなく、各専門部会の議題で取り上げる等し、各部会委員と連携を図り迅速に進めていきたい。
6	特別調査委員について	<ul style="list-style-type: none"> 特別調査委員の委嘱手続きはいつから始めればよいのか。 専門部会の設置要綱に特別調査委員の規定を設けるべきではないか。 各部会において意思決定をする際に、特別調査委員はどのような位置づけか。専門部会委員では回らない状況も考えられるので、協議等に参加できるように位置づけてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り委嘱の方向で手続きを進めたいと思う。委嘱を検討されている部会は、一度事務局に相談していただけたらと思う。 部会設置要綱において定義されていないが、基本方針の第8の5項に規定が明示されている。 基本は部会委員の中で意思決定の仕組みは作っていただき、オブザーバーとしての位置づけになると考えている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 今年度から専門部会が設置され、委員委嘱から間がなく、まだ準備が進められていない。今後の編集委員会で設置要綱案を含めて協議したい。
7	設置予定の部会について	<ul style="list-style-type: none"> 部会の育て方、誰が責任をもつかイメージできない。今、依頼すれば協力してくれる人がいるかもしれない。人材確保のことを考えると、計画の進め方を少し流動的にすべき。 今後発足する部会については、今から準備できることがある。先の話ではあるが、他部会との連携や発足の時期、予算等、事務局には柔軟に対応していただきたい。 	※ 要請のみ	○	<ul style="list-style-type: none"> 数年後設置予定である部会にとって、今後の組み立て方は重要な課題。正副部会長と協議の上、今後の編集委員会等で提案いただき議論できればと思う。 今後発足する部会に対して、令和4年度予算にて先行調査費用を計上している。緊急で調査が必要であれば、事務局に相談いただけたらと思う。

8	佐川町の青山文庫について	・来年度の連続テレビ小説に関わりがあり、非常に魅力的な近代史料の宝庫。県民の方々への理解を深めるために、念頭に入れてほしい。	※ 要請のみ		
9	業務委託について	・文献調査よりも肉体的労働が多く、特殊技能に頼る分野もある。必要に応じて関連施設に委託できる体制作りを検討いただきたい。	※ 要請のみ	△	・各専門部会の状況を正確に把握し、意見をいただいた際には、迅速に委託可能か検討し結果をお示ししたい。
10	学芸員について	・学芸員の関わり方について整理する必要がある。県、市町村の組織で扱いが異ならないよう、統一した方向性を示してほしい。	※ 要請のみ	△	・各専門部会委員だけでなく、学芸員の協力は欠かせない。各市町村や所属施設の服務規定などの課題もあるため、実際の委嘱等においては個別に検討したい。
11	資料提供について	・資料の提供を受けた際に保存場所がないと、散逸してしまう恐れがある。収蔵庫について検討してほしい。 ・一般の方から「寄託したい」といった相談を受けた場合、どう回答し誘導していくか。本格的に調査が始まる前に指針を示してほしい。	※ 要請のみ	×	・県史編さん室として、常時の収蔵施設を設けることは難しい。 ・博物館や資料館へ紹介する等、相談を受けた際の対応及び体制を検討していきたい。
12	県民との交流について	・一般の方が思わぬ形で資料を発見したケースもある。コレクターとの交流を検討すべき。	※ 要請のみ		
13	予算について	・重要な資料については適宜印刷する必要があるため、次年度以降の予算の中に印刷費用を計上しておくべき。	※ 要請のみ	△	・調査に必要な資料については、委員自身で対応していただくケースが多々あることは承知している。その際、委員のご負担とならないようなスキームを検討していきたい。

【近世部会】 第 1 回部会調査について

1 史料群名

「山中家文書」（芸西村 芸西村文化資料館蔵）

2 史料群の概要

安芸郡芸西村の久重山地区で村役人(名本)を勤めた山中家に伝来する史料群。
同家系図書によると、戦国以来の旧家であり、近代以降も山間部の地主を勤めた家柄。

3 調査の日時、場所及び人員

日 時：令和 4 年 9 月 5 日～ 8 日

場 所：「芸西村の家」研修室

調査人数：総勢 21 名（監修者・部会委員 7・院生 7・県内学生 4・事務局 2）

4 調査の方法

- ・史料 1 点ごとに調査カードを作成（調査カードの凡例は【別紙】参照）
- ・カラーチャート、スケールを入れて撮影

5 史料点数

約 1,000 点（うち調査カード作成済み：800 点、撮影史料：200 点）

※ いずれも概数であり、今後の調査で精査する

6 調査の結果（中間時）

<成果>

- ・史料群の 3 分の 2 は調査カード作成済み（次回の調査で終了する見込み）

<課題>

- ・撮影人材の育成、調査道具の充実化
→史料調査隊の撮影技術の向上
※事務局に調査・撮影スペースが備わっていないため、史料の長期借用が難しく史料調査隊を日常的に活動させるのが困難な状況である

案) 今年度 高知大学所蔵「藩志内篇」、オーテピア所蔵の近世史料の撮影
来年度 「山中家文書」の長期借用し撮影を進めていく

7 今後の調査の方向性

- ・3 月の調査も引き続き「山中家文書」と新しく「足達家文書」を調査する予定
※「足達家文書」については先日部会委員が確認済み

【近代部会】 第 1 回 宿 調 査 等 に つ い て

1 史料群名

旧池川町役場史料（所有者：仁淀川町）

2 史料群の概要

旧池川町役場（現仁淀川町池川総合支所）2階で保管されてきた役場関係文書。明治以来の高知県公報類、吾川郡令などを中心に、土地関係史料、教育関係史料、寺社関係史料などで構成。

3 調査の日時、場所及び人員

日 時：9月12日（月）11:00～14日（水）15:00

場 所：仁淀川町池川総合支所

調査人数：延べ16名（内委員7名）

4 調査の方法

- ・部会委員による史料の概要確認。撮影史料の選定。
- ・歴史資料調査隊による県公報類の撮影。
- ・小幡委員による庶務関係簿冊の撮影。

5 史料点数（うち調査済み点数）

約670点（うち撮影点数約50点 撮影枚数約11,000枚）

*小幡委員撮影分凡そ2,200コマ。

*いずれも概数であり、今後の調査で精査する。

6 調査の結果（中間時）

<成果>

- ・明治初年以降昭和戦前期までの高知県布達類が年次毎に簿冊となっており、まとまった形で保存されていることが確認できたこと。
- ・委員がそれぞれの専門的立場で史料の概要を確認し、その重要性や希少性を認識できたこと。
- ・委員が撮影予定の史料に付箋を入れ、今後の撮影の方向性が定まったこと。
⇒委員がそれぞれの専門的立場で布達類以外の庶務関係簿冊を閲覧し、撮影箇所に付箋を入れ、今後の撮影に備えたこと。
- ・『旧池川町役場文書目録』に掲載されていない簿冊のリストを作成し、また撮影の必要な簿冊を確認したこと。

<課題>

- ・今後の撮影の進め方と撮影隊人員の確保。
- ・撮影データの整理と各委員での共有方法。

7 今後の調査の方向性

- ・今回の旧池川町役場史料については、高知県布達類及び庶務関係簿冊の追加撮影を実施し、年度内に終了させる。
- ・オーテピア高知図書館所蔵の高知県布達類との重複があるので、旧池川町所蔵分の撮影範囲を確定した上で、撮影を進めていく。
- ・併せて、3月調査（第1の候補地は『川北文書』や『戸長役場文書』を所蔵する安芸市）の準備を進める。



A



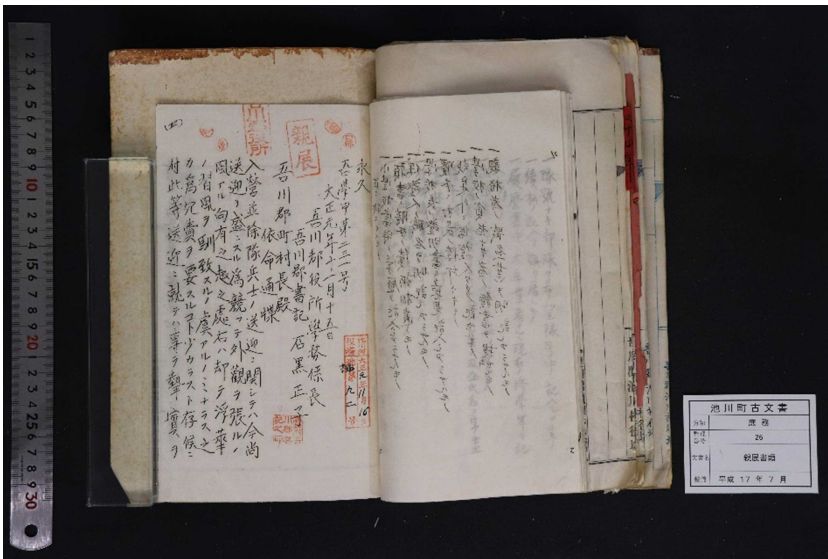
B



C



D



E

熟川町古文書
書名
29
紙張目録
平成 17 年 7 月

- 8 小幡委員が調査、撮影を進めている『旧弘岡上村役場資料』（高知市春野町）については、小幡委員から報告する。



- 9 『日高村役場資料』（高岡郡日高村）の予備調査（7月22日）



*現在編さん室で確認している「高知県内における歴史資料所在情報（近代関係）」は18件あり、坂本専門員による確認作業を継続している。

【民俗部会】これまでの動きと今後の予定について

- 1 7月23日(土)24日(日)「高知県史編さん 民俗講演会」について
 - ・秋に中土佐町にて合同民俗調査を行うことに先立ち、県民の皆さんに県史編さん事業の意義と高知県の民俗に親しんでいただくべく、民俗部会の常光徹部会長と川島秀一委員による民俗講演会を行った。
 - ・講演の後、質疑応答と情報交換の時間を設け、地元の方と交流を深めた。
 - ・7月23日(土) 中土佐町人権啓発センター
常光部会長：「地震の予兆とまじない」 川島委員：「東と西のカツオ漁」
 - ・7月24日(日) 県立歴史民俗資料館(南国市)
常光部会長：「もし妖怪に出合ったら」 川島委員：「土佐の漁労と民俗」

- 2 刊行計画と構成案について
 - ・令和7年度に刊行予定の資料編①「ことばと伝承(仮)」に向けて協議中。
 - ・内容は大きく分けて「口承文芸」「地名」「民俗語彙」の3分野を扱う予定。
 - ・構想を立ち上げる前提として、各分野の研究動向と県下の現状を把握するため、執筆を予定している部会委員や専門家を招いて勉強会を開始。
 - ・9月26日には「地名」についての勉強会を行った。
 - ・現在、刊行計画としては、資料編①に続いて資料編②が予定されているが、資料編②を本編①②の後にし、本編の刊行予定を早める案が出ている。
 - ・早急に議論を詰める必要があるが、変更する可能性が高い。

- 3 民俗調査について
 - ・10月30日(日)～11月2日(水)の3泊4日、中土佐町にて合同民俗調査を行う。
 - ・聞き書き調査を中心に、中土佐町地域の民俗文化について資料収集を行う。
 - ・調査は、各委員の専門分野を軸に自由に行う。
 - ・合同調査を通し、部会委員同士の情報や知見の共有を図り、県史編さん(特に本編)の在り方について検討を行う。

古代中世部会の発足について

1 資料編 3 巻・本編 1 巻の構成

(1) 資料編

- ・古代から山内入国に至る土佐国関連資料を網羅的に収集してゆく
- ・近世編纂物をベースにした前県史に対して、史料原本の調査研究に即した編纂を目指す
- ・前県史が全く収録しえなかった記録・典籍・海外関係史料なども広く収集する
- ・長宗我部氏関連文書を体系的に収集する
- ・収集史料については、デジタルアーカイブなどを構築して県民が閲覧できる環境をもうける

【1 巻】 古代関係史料 編年配列

県内所在文書 郡別・家分・編年配列 令和 10 年刊行予定

【2 巻】 県外所在文書 地域別・家分・編年配列

長宗我部氏関連史料 令和 13 年刊行予定

【3 巻】 記録・典籍類 編年・書目配列

聖教類・奥書・金石文・文学関連史料
海外関係史料 令和 16 年刊行予定

(2) 本編

- ・全体を通じて、考古部会・文化財部会との連携をアツくし、文献のみに偏らない叙述を目指す。
- ・資料編の編纂過程で集積した多様な史料をとりあげ、連携性を高めた記述を行う。
- ・時代と地域のバランスに配慮した記述をめざす。
- ・図表や地図などを用いた親しみやすい版面をめざす。

2 資料調査

- ・旧県史所収の近世編纂史料集につき、収載史料の典拠を確認し、原本の有無を調査する。
- ・県内自治体史・隣接地域の自治体史などに収録された関係史料の収集を行う。
- ・関係論文等を網羅的に収集し、典拠とされている史料について収集を行う。
- ・史料編纂所を核として、同所が明治以来収集する複製史料群から当県に関するものを抽出する。
- ・長宗我部氏に関する文書・記録・典籍などについては、当県に直接関係しないものも含めて大系的に収集する。

3 年次計画

- ・令和 5 年 基礎的な史料目録・論文目録の整備、複製史料の有無の確認、県関連施設所蔵史料の調査開始
- ・令和 6 年 史料テキストデータの整備開始、県内所在史料の調査開始
- ・令和 7 年 県外所在史料調査の開始

現代部会の発足について

1 編さんの基本的な考え方

- (1) 「高知県史編さん基本方針」をふまえ、調査と研究を重ね、現代担当分野の編さんを着実に進める。
- (2) 現代部会では、とくに、「基本方針」の「第3 方針」2にある「県民の暮らし」を軸にした編さんを心がける。
- (3) 現代部会では、とくに、「基本方針」の「第3 方針」1にある「国内外の歴史的な流れ」と「地域の特色」に留意して編さんを進める。
- (4) 現代部会の委員構成（正副部会長と専門委員）にあたっては、県内委員と県外委員のバランスに留意し、両者の連携をのみに編さんを進める。
- (5) 現代部会では、年1回の合同調査と個人調査を組み合わせ、現代部会の会議を通じて意思疎通を図り、現代部会としてまとまりのある編さんを進める。
- (6) 各地域の関係者との協力と連携を図り、「地域の特色」の把握を図る。
- (7) 以上を通じて、高知県現代史の特色の把握につとめる。

2 資料編・本編の構成

- (1) 現代部会が編さんする資料編3冊、本編1冊のうち、資料編3冊については、2冊を現代前期と現代後期で区分して基本資料を収集・編さんし、もう1冊は、高知県の現代の特色をよく示すようなテーマと内容で編さんする。
- (2) 資料編の刊行にあたっては、文字資料の収集に加えて、聞き取りや動画の作成なども検討し、現代にふさわしい内容と特色を検討する。
- (3) 資料編の刊行順序は、来年度の部会発足後の主要課題として議論する。
- (4) 本編については、「1 編さんの基本的な考え方」をふまえて協議する。

3 資料・文献調査

- (1) 年1回の合同調査では、高知県の現代にかかわる諸テーマを広く扱って共有し、高知県の現代の特色を現代部会全体で検討できる体制をつくる。
- (2) オーテピア高知図書館などで所蔵されている高知県現代史の文献と資料の閲覧を進め、現代部会で情報共有を図る。
- (3) 県内各地域の博物館・図書館・資料館についても資料の所在確認を進める。
- (4) 近代部会や民俗部会との協力連携のもとに調査を進める。
- (5) 国立国会図書館・国立公文書館など、県外（特に東京）の図書館・文書館などへのアクセスを図り、現代高知県の公文書・文献の調査を実施する。

専門部会で調査を行う際の撮影基準について

【使用機材】 Nikon D5600 (撮像素子：23.5×15.6mm サイズ CMOS センサー)

近世部会調査での史料撮影 (9/5~9/8 芸西村)

- ・将来的な活用も想定し、できるだけ画質重視の方針。
- ・スケール及びカラーチャートを使用。

近代部会調査での史料撮影 (9/12~9/14 仁淀川町)

- ・大量の史料を素早く撮影するため、効率重視の方針。
- ・スケール及びカラーチャートは不使用。

	近世部会	近代部会
画素数	6000×4000 ピクセル	2992×2000 ピクセル
データ容量	12MB 程度	4 MB 程度
1日当たりの撮影枚数	800 枚程度	4000 枚程度

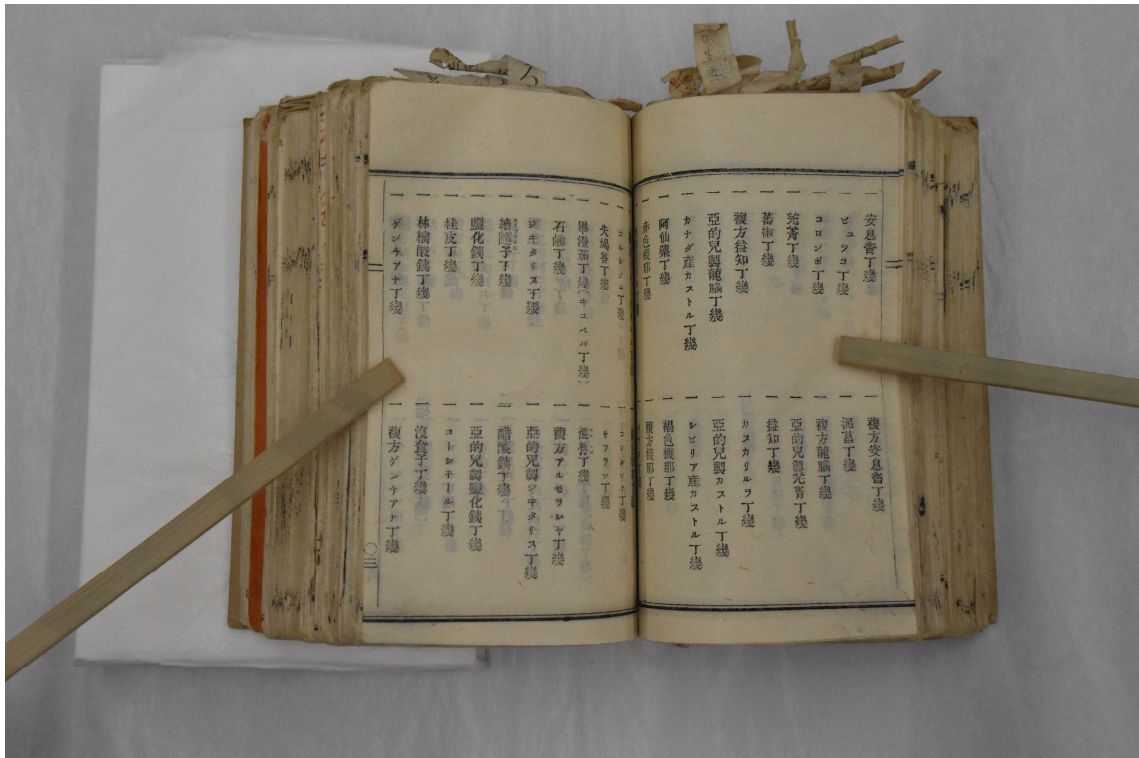
課題

- ・部会間を超えて統一した撮影基準を設けるべきか、部会毎に判断すべきか。
 - ・未来にきれいな画像を残すことが優先か、早く撮影を進めることが優先か。
 - ・資料の重要度や使用用途によって撮影基準の差異を設けるべきかどうか。
 - ・史料編纂所のようなレベルの撮影基準が必要かどうか。
- ※ フルサイズ (36mm×24mm) の撮像素子、照明を使用、RAW 形式で撮影。
- ・撮影データの閲覧利用について、どのような許可条件を得ておくべきか。

近世部会調査 (9/5~9/8 芸西村) での撮影例



近代部会調査 (9/12~9/14 仁淀川町) での撮影例



令和5年度予算要求に向けた考え方

1 編さん体制の構築

- ・編さん委員会及び編集委員会の開催
- ・専門部会（古代中世・近世・近代・現代・民俗）の開催
- ・令和6年度に向けた考古部会の設置準備

2 歴史資料調査

①近代部会・現代部会・民俗部会の調査等に要する経費

- ・専門部会の開催（原則オンライン）
- ・県内調査：年2回の集合調査と年1回の個別調査を想定
※現地では以下の方に協力いただくことを想定
 - ①地域の地区長や郷土史家等（調査の同行や下準備等）
 - ②歴史を学ぶ院生（史料の翻刻や目録作成等）
 - ③講習を受けた学生（史料の撮影や整理等）
- ・県外調査：年1回の集合調査または個別調査を想定
- ・調査相手及び協力者等へのお礼（県史の名前入りボールペン等）

②古代中世部会・近世部会の調査等に要する経費

- ・①に加え、東京大学史料編纂所への史料調査の委託費用を計上
※1部会につき1名の院生が、週1日程度の調査を想定

③考古部会の先行調査等に要する経費

- ・県内調査：長宗我部氏関連の中世の山城を25程度調査予定
- ・県外調査：中世山城に関わる広島・愛媛・大分の各県で調査予定
- ・ドローンを用いた測量調査を1カ所実施

3 人材育成・広報啓発

- ・県内の歴史系文化施設と連携し、資料調査隊の養成講座等を実施
- ・県の文化広報誌「とさぶし」を活用し、編さん状況や本県歴史の魅力を発信
- ・学校や団体等の要請に応じ、県史委員等による出前講座を実施

『高知県史』近世部会 第1期計画（案）

I 基本的事項

1 県史編さんの趣旨

(1) 背景

本県では、これまでに何度か、歴史資料の編集や通史の刊行が実施されており、前回は昭和38年から52年までの15年間にわたり県史の編さんがなされ、計10巻が刊行されました。

その前回県史から半世紀近くが経ちますが、その間に、本県の自然・歴史・文化などの諸領域での学術的な研究が進む一方、世代交代の進展などに起因する地域社会の変化は顕著です。一方、近未来に予想される南海トラフ地震など大規模災害による、貴重な歴史・文化資料の消失、散逸が懸念されます。

またこれまで、県内各地域で歴史・文化を主題とした博覧会や博物館、資料館での企画展などが開催されてきましたが、県内では、地域の歴史資料を調査・研究し、その成果の活用を図る、専門的人材の不足は顕著でした。

こうした諸事情を踏まえ、高知県では、県政150年にあたり令和3年度から、新たな県史の編さん事業を開始しました。

(2) 目的

県史編さんを通じて、本県の歴史と文化を明らかにし、その歩みを後世にしっかりと伝え残し、歴史と文化への県民の理解と郷土への愛着を深め、歴史研究を担う人材を育成する。さらに、こうした取り組みで得た成果を教育での活用や観光振興につなげることを目指します。

2 県史編さんの基本方針

県史編さんの基本的な方向性を定めるため、令和元年に有識者による高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、4回の委員会による検討の後、令和3年10月に「高知県史編さん基本方針」（高知県史編さん検討本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針では、編さん期間は20年間（令和3～22年度）と定められ、また計画に関しては、

「第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。」

と定めています。

このため、実質的に編さん業務の主体となる各専門部会ごと、期別の計画を策定し、計画に基づく適切な事業管理が求められています。

本計画は、この基本方針を踏まえ、近世部会に関する計画を定めるものです。

3 計画の期間

近世部会の活動期間は、令和4年度から同22年度を予定しています。

このうち、令和4年度から同7年度までを「第1期」とし、本計画の計画期間とします。

4 第1期で目指す到達点

計画期間最終年度の令和7年度までに、次の項目の達成を目指します。

○ 史料調査

令和6年度から編集を開始する「資料編」及び「本編」の構成、項目の設定、執筆に資するため、必要となる基礎資料の整理、所在調査及び史料調査（事前調査、部会調査、個別調査など）を実施します。

これにより、編集に必要となる史料の悉皆的な把握と整理がなされ、第2期以降の円滑な編さんにつながります。

○ 編集

令和4年度から実施する資料調査の成果等を踏まえ、令和6年度から資料編のうち『近世史料1』の編集に着手します。

○ 広報啓発、及び成果の提示

県史編さん事業に係る第1期の史料調査の成果として、その活動内容や、本県の代表的・特徴的な歴史資料の価値・意義などを紹介する刊行物を発刊します。

また、広報誌や成果報告書の発行や、事例報告会などを実施し、県史編さんの意義や本県の歴史の魅力をご理解いただくとともに、併せて教育や観光などでの活用なども図ります。

近世部会は、報告会の開催や、刊行物の編集、執筆、校正作業などに従事します。

5 計画の推進

(1) 計画の管理

本計画は、「Ⅱ 近世部会に関する事項」に示される事業内容に対して、高知県史編さん委員会（委員長：高知県知事）及び県が、計画の進捗管理と検証を行います。

また、「Ⅱ 近世部会に関する事項」に示される事業内容は、編集委員会や近世部会などでの協議を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 編さん体制の確保

「Ⅰ 基本的事項」のうち「4 第1期で目指す到達点」及び「Ⅱ 近世部会に関する事項」に掲げる業務を進めるため、県は必要となる体制、予算等の措置を講ずるよう努めます。

○ 人員の確保

資料調査や編集など各専門部会での編さん業務を円滑に進めるため、必要となる各専門部会の委員や特別調査委員、調査協力員、事務局職員を配置します。

○ 調査・編集拠点の確保

今後の業務拡大を踏まえて、職員の執務室や協議スペース、資料の調査スペース、資料の一時的な保管スペース、また調査に必要となる機器類など、必要となる執務環境等の確保に努めます。

○ 情報の共有化

各専門部会の委員等による資料調査や編集を円滑に進めるため、資料データを保管・利用する領域やミーティングの仕組みなど、必要となるネットワーク環境の整備と情報の共有化に努めます。

○ 基本資料の確保

資料調査や編集に必要となる参考図書類、資料集や著書・論文等のリスト、資料の所在情報など、基本的な資料の収集・確保に努めます。

II 近世部会に関する事項

1 対象とする時代

原則として、慶長5(1600)年の山内氏土佐入国から、明治4(1871)年の高知藩廃藩までを対象とします。

但し、幕末維新时期は、近代部会との連携を図り、必要に応じて合同調査の実施や、内容の検討を行うためのワーキンググループ等を設けるものとします。

2 刊行

近世部会が担当する刊行物及びスケジュールは、次のとおりとします。

	巻名	内容(仮)	刊行予定年度
本編	近世1	近世前期・中期	令和21年度
	近世2	近世後期・幕末維新	令和22年度
資料編	近世史料1	政治関係	令和8年度
	近世史料2	社会・経済・文化など	令和11年度
	近世史料3	社会・経済・文化など	令和14年度
	近世史料4	幕末維新时期	令和17年度

<概要スケジュール>

第1期					第2期					第3期					第4期				
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
			資料編①(近世史料1)																
						資料編②(近世史料2)													
									資料編③(近世史料3)										
													資料編④(近世史料4)						
																		本編①(近世1)	
																			本編②(近世2)
							資料編①			資料編②			資料編③					資料編④	
																			本編① 本編②

3 部会の運営

(1) 開催回数

年4～6回程度を開催します。

(2) 開催方法

対面形式(原則として高知県内)、もしくはリモート形式により開催します。

(3) 内容

史料調査の対象や方法、刊行物の構成及び項目、編集・執筆の方針、他の専門部会との調整など、近世部会が担当する編さん事業の内容・対象・方針について協議し、進捗状況を確認します。

4 史料調査

「2 刊行」に掲げる本編及び資料編の編集に向け、そして本県の歴史資料を悉皆的に把握し伝え残していくため、次のとおり史料調査を実施します。

(1) 基礎資料の整理及び所在調査

ア 基礎資料のリストアップ

今後の編さん作業の参考資料とするため、次により基礎資料のリストアップを行います。

イ 所在調査

上記アの基礎資料などの情報をもとに、県内外の文化施設や個人が所有する古文書の悉皆的な所在確認を、継続して実施します。

<令和4年度>

- (ア) 県内の地方自治体等が発刊した史料集及び目録や報告書
- (イ) 前回の『高知県史』及び県内の自治体史で使用された史料
- (ウ) 本県の近世史に関する基礎史料(『皆山集』『南路志』など)
- (エ) 各市町村のヒアリングによる情報収集及び所在調査

<令和4年度以降(継続)>

- (オ) 「資料調査隊」の人材育成

(2) 史料調査

ア 事前調査

他の専門部会や事務局と連携し、県内の各市町村、また資料館や図書館などの文化施設へヒアリングを行い、史料の所在確認や新たな史料情報の収集を行います。

イ 部会調査

上記「ア 事前調査」で得られた情報、部会委員等による個別調査等で把握した史料群の情報、ならびに県内の資料館や図書館などの文化施設が所有している未整理の史料群などの情報をもとに、部会において各史料群の数量、分野、期限などを勘案しながら検討・選定を行い、部会調査を実施します。

部会調査では、地元の関係者のご協力を得ながら、部会委員、調査協力員、日本史学等を専攻する大学院生及び事務局職員などで行います。

ウ 部会委員等による個別調査

上記アの所在調査や史料情報などにより、個別調査を実施します。

調査は、「本編」及び「資料編」で扱う可能性がある分野を対象に、随時実施します。

<令和4年度>

- ・ 部会調査は、部会において初回の調査対象となる史料群を選定し、事前調査を経て第2四半期を目処に実施する
部会調査の後は、継続して史料の撮影および整理（目録作成）に従事する
（史料点数が多数の場合は、翌年度以降に継続調査・整理を実施）
- ・ 特に、『近世史料1』で取り上げる予定の政治関係資料については、令和5年度までにかけて個別的かつ集中的に調査・資料整理を実施する

<令和5年度以降>

- ・ 新たに調査を要する地域または史料群については、部会において検討・選定を行い、事前調査及び撮影・史料整理を実施する
- ・ 部会調査は、部会において検討・選定を行い、各年度で新たに1地域または1史料群以上を対象に実施する
（前年度から継続する場合の部会調査も、併せて実施）
- ・ 幕末維新に関することについては、近代部会と合同調査・執筆・編集を行う

(3) 調査方法

- ・ 上記アの所在調査などを通じて把握した県内外の近世史に関する史料は、可能な限り実地等による確認・調査を実施します。
- ・ 調査を行う史料は、原則として全点、写真撮影によるデジタルデータ化を図ります。
- ・ 「本編」及び「資料編」で扱われる可能性がある史料など、編さん上で必要な史料は、資料カードや史料目録の作成、翻刻を行います。
- ・ 各専門部会が担当する時代区分をまたがる史料群などに対しては、必要に応じて、他の専門部会と連携した部会調査や個別調査などを実施します。

5 編集

(1) 各巻の構成及び内容

「3 刊行」に掲げる「資料編」及び「本編」の各巻について、扱う項目及び内容は、今後の専門部会で検討を行います。

但し、各巻の構成・内容は、史料調査の成果等を踏まえ、必要があれば変更について検討します。

<令和4年度>

『近世史料1』（政治関係資料(仮称)、令和8年度刊行予定)の構成について検討案を作成し、調査を優先的に進める

<令和5年度以降>

『近世史料1』以外の各巻の構成や項目について、史料調査の内容等を踏まえて具体的に決定する

(2) 編集作業

令和4～5年度における史料調査等の成果を踏まえ、令和6年度から『近世史料1』の編集に着手し、令和8年度の発刊を目指します。

第1期の作業内容は次のとおりとします。

<令和6年度>

掲載史料の選定、翻刻、原稿執筆など

<令和7年度>

翻刻、原稿執筆、校訂作業など

6 広報啓発、及び成果の提示

(1) 広報啓発

事務局が編集する広報誌や成果報告書、事例報告会などにより、部会が実施する史料調査の成果や、新たに判明した史実などを分かりやすく紹介することで、県史編さんの意義と魅力を広報し、県民や関係者の皆さまから事業へのご理解、ご協力を得るよう努めます。

(2) 成果の提示

ア 『新たな高知県史へのいざない』（仮称）の発刊

県民の皆様にごできるだけ早く編さんの成果をお示しするため、県史編さん事業のひとつとして、史料調査の成果や活用内容をわかりやすく紹介する刊行物（『新たな高知県史へのいざない』（仮称））を発刊します。

刊行物の構成は、編集委員会等で企画調整しますが、近世部会として次のとおり従事します。

<令和5～6年度>

掲載する項目、担当執筆者について調整

<令和6～7年度>

原稿の執筆及び校訂、校正、刊行(令和7年度)

イ 専門委員等による歴史講座の実施

史料調査などから見えてきた新たな発見や、本県の歴史が有する特色などについて、他の専門部会と連携して歴史講座（もしくは事例報告会）を開催し、県民の皆様へお示しします。

<令和5年度以降>

近世部会が担当する歴史講座（もしくは事例報告会）を、年1回以上開催する

『高知県史』近代部会 第1期計画（案）

I 基本的事項

1 県史編さんの趣旨

(1) 背景

本県では、これまでに何度か、歴史資料の編集や通史の刊行が実施されており、前回は昭和38年から52年までの15年間にわたり県史の編さんがなされ、計10巻が刊行されました。

その前回県史から半世紀近くが経ちますが、その間に、本県の自然・歴史・文化などの諸領域での学術的な研究が進む一方、世代交代の進展などに起因する地域社会の変化は顕著です。一方、近未来に予想される南海トラフ地震など大規模災害による、貴重な歴史・文化資料の消失、散逸が懸念されます。

またこれまで、県内各地域で歴史・文化を主題とした博覧会や博物館、資料館での企画展などが開催されてきましたが、県内では、地域の歴史資料を調査・研究し、その成果の活用を図る、専門的人材の不足は顕著でした。

こうした諸事情を踏まえ、高知県では、県政150年にあたり令和3年度から、新たな県史の編さん事業を開始しました。

(2) 目的

県史編さんを通じて、本県の歴史と文化を明らかにし、その歩みを後世にしっかりと伝え残し、歴史と文化への県民の理解と郷土への愛着を深め、歴史研究を担う人材を育成する。さらに、こうした取り組みで得た成果を教育での活用や観光振興につなげることを目指します。

2 県史編さんの基本方針

県史編さんの基本的な方向性を定めるため、令和元年に有識者による高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、4回の委員会による検討の後、令和3年10月に「高知県史編さん基本方針」（高知県史編さん検討本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針では、編さん期間は20年間（令和3～22年度）と定められ、また計画に関しては、

「第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。」

と定めています。

このため、実質的に編さん業務の主体となる各専門部会ごと、期別の計画を策定し、計画に基づく適切な事業管理が求められています。

本計画は、この基本方針を踏まえ、近代部会に関する計画を定めるものです。

3 計画の期間

近代部会の活動期間は、令和4年度から同22年度を予定しています。

このうち、令和4年度から同7年度までを「第1期」とし、本計画の計画期間とします。

4 第1期で目指す到達点

計画の期末である令和7年度までに、次の項目について達成を目指します。

○ 資料調査

令和6年度から編集を開始する「資料編」及び「本編」の構成、項目の設定、執筆に資するため、必要な資料調査を実施します。

資料編の第1巻で取り扱う内容を令和4年度に確定した上で、この分野に関する資料調査に重点的に取り組みます

○ 編集

令和4年度から実施する資料調査や研究の成果を踏まえ、令和7年度から資料編の第1巻の編集に着手します。

○ 広報啓発、及び成果の提示

県史編さん事業に係る第1期の史料調査の成果として、その活動内容や、本県の代表的・特徴的な歴史資料の価値・意義などを紹介する刊行物を発刊します。

また、広報誌や成果報告書の発行や、事例報告会などを実施し、県史編さんの意義や本県の歴史の魅力をご理解いただくとともに、併せて教育や観光などでの活用なども図ります。

近代部会は、報告会の開催や、刊行物の編集、執筆、校正作業などに従事します。

5 計画の管理

本計画は、「Ⅱ 近代部会に関する事項」に示される事業内容に対して、高知県史編さん委員会（委員長：高知県知事）及び県が、計画の進捗管理と検証を行います。

また、「Ⅱ 近代部会に関する事項」に示される事業内容は、編集委員会や近代部会などでの協議を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 編さん体制の確保

「Ⅰ 基本的事項」のうち「4 第1期で目指す到達点」及び「Ⅱ 近世部会に関する事項」に掲げる業務を進めるため、県は必要となる体制、予算等の措置を講ずるよう努めます。

○ 人員の確保

資料調査や編集など各専門部会での編さん業務を円滑に進めるため、必要となる各専門部会の委員や特別調査委員、調査協力員、事務局職員を配置します。

○ 調査・編集拠点の確保

今後の業務拡大を踏まえて、職員の執務室や協議スペース、資料の調査スペース、資料の一時的な保管スペース、また調査に必要となる機器類など、必要となる執務環境等の確保に努めます。

○ 情報の共有化

各専門部会の委員等による資料調査や編集を円滑に進めるため、資料データを保管・利用する領域やミーティングの仕組みなど、必要となるネットワーク環境の整備と情報の共有化に努めます。

○ 基本資料の確保

資料調査や編集に必要な参考図書類、資料集や著書・論文等のリスト、資料の所在情報など、基本的な資料の収集・確保に努めます。

II 近代部会に関する事項

1 対象とする時代

原則として、明治4(1871)年の高知県設置から、昭和20(1945)年の終戦までを対象とします。

但し、幕末維新期を編集する近世部会に協力するために、必要に応じて合同調査を実施し、内容の検討を行うためにワーキンググループ等を設けるものとします。

2 刊行

近代部会が担当する刊行物及びスケジュールは、次のとおりとします。

	巻名	内容(予定)	刊行予定年度
本編	近代1	未定	令和19年度
	近代2	未定	令和22年度
資料編	近代史料1	資料編の各冊が取り扱う対象については令和4年度中に確定する予定	令和9年度
	近代史料2		令和12年度
	近代史料3		令和15年度

<概要スケジュール>

第1期					第2期						第3期					第4期						
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22			
資料調査					資料編①			資料編②			資料編③					本編①(近代1)						
					本編②(近代2)																	
					資料編①		資料編②			資料編③					本編①						本編②	

3 部会の運営

(1) 開催回数

原則として、編集委員会の開催後に開催するほか、必要に応じて開催（年4～6回程度）します。

(2) 開催方法

対面形式（高知県内または資料調査地）、もしくはリモート形式により開催します。

部会では、収集した資料及び資料情報の共有を図り、事務局の担当者と密接に連携して運営します。

4 資料調査（情報収集、調査、整理等）

(1) 県内における資料調査

高知城歴史博物館や自由民権記念館など、県内の博物館、資料館、並びに県及び市町村の関係部署、図書館などを対象とし、資料の所在情報を収集します。

調査の実施にあたっては、県内を次の地域に分けて、地域ごとに集中的な調査を実施します。

- (ア) 安芸地域
- (イ) 香美・長岡・土佐地域
- (ウ) 高知市内地域
- (エ) 吾川・高岡地域
- (オ) 幡多地域

調査方法として、当初は次により実施します。

<令和4年度>

- ・県内で発行された新聞資料や既刊の自治体史等について、情報整理と部会での共有化を図る
- ・吾川・高岡地域及び安芸地域に所在する近代資料（旧町村役場文書や公民館文書など）の調査、目録作成、撮影などの作業を専門部会委員や編さん室職員、その他資料調査協力者と実施する

<令和4年度以降>

- ・『高知県公報』、『高知市報』など公文書の撮影、及びデータ化を行う
- ・県内で既刊の自治体史について、引用史料等の情報を整理する
- ・上記5地域の資料保存機関や公的施設が所蔵する近代資料の情報収集及び資料調査を行う
- ・本県の近代史に係る文献調査を実施する（高知城歴史博物館との連携）
- ・対象地域を選定のうえ、複数の委員による合同調査を実施する

(2) 県外における資料調査

国立公文書館や国立国会図書館など、県外の資料保存機関が所蔵する資料を収集（デジタルデータの確認、ダウンロードなどを含む）します。

(3) 調査方法等

- ・ 必要に応じて近世部会や現代部会など、他の部会との共同調査を実施します。
- ・ こうちミュージアムネットワークなど県内の関係団体の協力を得て、資料や文献に関する情報を収集します。

5 編集

(1) 各巻の構成及び内容

「3 刊行」に掲げる「資料編」及び「本編」の各巻について、取り扱う内容や重点的な項目などについて、今後の専門部会で適切に検討を継続します。

但し、各巻の構成・内容は、資料調査の成果等を踏まえ、必要があれば変更について検討します。

<令和4年度>

「資料編」のうち第1巻が取り扱う内容と構成について検討を行い、検討案を作成し、調査を優先的に進める。

<令和5年度以降>

「資料編」の第2巻、第3巻については、その取り扱う内容や構成について、資料調査の現状を踏まえながら順次構想をたてていく。

(2) 編集作業

令和4～6年度における資料調査等の成果を踏まえ、令和7年度から「資料編」のうち第1巻の編集に着手し、令和9年度の発刊を目指します。

第1期の作業内容は次のとおりとします。

<令和7年度>

- ・ 第1巻の編集方針を立て、具体的な章節の構成を考える
- ・ 掲載史料の選定を進め、必要史料の翻刻作業、原稿執筆などをおこなう

6 広報啓発、及び成果の提示

(1) 広報啓発

事務局が編集する広報誌や成果報告書、事例報告会などにより、部会が実施する資料調査の成果や、新たに判明した史実などを分かりやすく紹介することで、県史編さんの意義と魅力を広報し、県民や関係者の皆さまから事業へのご理解、ご協力を得るよう努めます。

(2) 成果の提示

『新たな高知県史へのいざない』（仮称）

県民の皆様にご覧いただけるよう早く編さんの成果をお示しするため、県史編さん事業のひとつとして、資料調査の成果や活用内容をわかりやすく紹介する刊行物（『新たな高知県史へのいざない』（仮称））を発刊します。

刊行物の構成は、編集委員会等で企画調整しますが、近代部会として次のとおり従事します。

<令和5～6年度>

掲載する項目、担当執筆者について調整

<令和6～7年度>

原稿の執筆及び校訂、校正、刊行(令和7年度)

『高知県史』民俗部会 第1期計画（案）

I 基本的事項

1 県史編さんの趣旨

(1) 背景

本県では、これまでに何度か、歴史資料の編集や通史の刊行が実施されており、前回は昭和38年から52年までの15年間にわたり県史の編さんがなされ、計10巻が刊行されました。

その前回県史から半世紀近くが経ちますが、その間に、本県の自然・歴史・文化などの諸領域での学術的な研究が進む一方、世代交代の進展などに起因する地域社会の変化は顕著です。一方、近未来に予想される南海トラフ地震など大規模災害による、貴重な歴史・文化資料の消失、散逸が懸念されます。

またこれまで、県内各地域で歴史・文化を主題とした博覧会や博物館、資料館での企画展などが開催されてきましたが、県内では、地域の歴史資料を調査・研究し、その成果の活用を図る、専門的人材の不足は顕著でした。

こうした諸事情を踏まえ、高知県では、県政150年にあたり令和3年度から、新たな県史の編さん事業を開始しました。

(2) 目的

県史編さんを通じて、本県の歴史と文化を明らかにし、その歩みを後世にしっかりと伝え残し、歴史と文化への県民の理解と郷土への愛着を深め、歴史研究を担う人材を育成する。さらに、こうした取り組みで得た成果を教育での活用や観光振興につなげることを目指します。

2 県史編さんの基本方針

県史編さんの基本的な方向性を定めるため、令和元年に有識者による高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、4回の委員会による検討の後、令和3年10月に「高知県史編さん基本方針」（高知県史編さん検討本部会議決定。以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針では、編さん期間は20年間（令和3～22年度）と定められ、また計画に関しては、

「第6 計画

県史の編さんに当たっては、概ね5年ずつ4期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。」

と定めています。

このため、実質的に編さん業務の主体となる各専門部会ごとに、期別の計画を策定し、計画に基づく適切な事業管理が求められています。

本計画は、この基本方針を踏まえ、民俗部会に関する計画を定めるものです。

3 計画の期間

民俗部会の活動期間は、令和4年度から同22年度を予定しています
このうち、令和4年度から同7年度までを「第1期」とし、本計画の計画期間とします。

4 第1期で目指す到達点

計画期間最終年度である令和7年度までに、次の項目の達成を目指します。

○ 民俗資料調査

令和7年度から編集を開始する「資料編」及び「本編」の構成、項目の設定、執筆に資するため、必要な調査を実施します。

民俗の広い分野を対象とする総合的な調査(合同調査)を行い、令和4年度以降に2地域以上を対象に実施します。

併せて、個別の分野を対象とする調査を実施し、特に資料編の『民俗資料1』で取り上げる予定の「ことばと伝承」(仮称)については、重点的に取り組みます。

○ 編集

令和4年度から実施する民俗資料調査の成果等を踏まえ、令和7年度に資料編のうち『民俗資料1』の編集に着手します。

○ 広報啓発、及び成果の提示

県史編さん事業に係る第1期の史料調査の成果として、その活動内容や、本県の代表的・特徴的な歴史資料の価値・意義などを紹介する刊行物を発刊します。

また、広報誌や成果報告書の発行や、事例報告会などを実施し、県史編さんの意義や本県の歴史の魅力をご理解いただくとともに、併せて教育や観光などでの活用なども図ります。

民俗部会は、報告会の開催や、刊行物の編集、執筆、校正作業などに従事します。

5 計画の管理

本計画は、「Ⅱ 民俗部会に関する事項」に示される事業内容に対して、高知県史編さん委員会(委員長:高知県知事)及び高知県が、計画の進捗管理と検証を行います。

また、「Ⅱ 民俗部会に関する事項」に示される事業内容は、編集委員会や民俗部会などの協議を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(2) 編さん体制の確保

「Ⅰ 基本的事項」のうち「4 第1期で目指す到達点」及び「Ⅱ 近世部会に関する事項」に掲げる業務を進めるため、県は必要となる体制、予算等の措置を講ずるよう努めます。

○ 人員の確保

資料調査や編集など各専門部会での編さん業務を円滑に進めるため、必要となる各専門部会の委員や特別調査委員、調査協力員、事務局職員を配置します。

○ 調査・編集拠点の確保

今後の業務拡大を踏まえて、職員の執務室や協議スペース、資料の調査スペース、資料の一時的な保管スペース、また調査に必要となる機器類など、必要となる執務環境等の確保に努めます。

○ 情報の共有化

各専門部会の委員等による資料調査や編集を円滑に進めるため、資料データを保管・利用する領域やミーティングの仕組みなど、必要となるネットワーク環境の整備と情報の共有化に努めます。

○ 基本資料の確保

資料調査や編集に必要となる参考図書類、資料集や著書・論文等のリスト、資料の所在情報など、基本的な資料の収集・確保に努めます。

3 部会の運営

(1) 開催回数

原則として、編集委員会(年2～3回を予定)の開催前後に開くほか、必要に応じて開催します。

(2) 開催方法

- ア 対面形式(高知県内または資料調査地)またはリモート形式とします。
- イ 事務局の担当者と密接に連携して運営します。

4 民俗資料調査

(1) 県内の現地調査

ア 合同調査

県内市町村において、委員と県史関係者による合同調査を実施します。調査内容の概要は次のとおりです。

- (ア) 関係者への聞き取り調査
- (イ) 生活道具、石造物、建築物、絵画資料などの調査
- (ウ) 祭り、行事、芸能などの調査
- (エ) 民俗関連の文献、また必要に応じて古文書の調査

<令和4年度>

10月頃に3泊4日で、山間である大野見や、いわゆる「町、浦、郷」を擁する久礼など、多様な性格の地域を含む中土佐町にて総合的な民俗の合同調査を実施

<令和5年度>

中土佐町での合同調査を継続するか、または、新たに地域を選定して実施するかについては、調査の実情に応じて判断する

<令和6～7年度>

県史をまとめる上で重要と思われる地域を選び実施する

イ 個別調査

県内の民俗について、県史として採録する可能性のある分野を中心に、各専門委員や特別調査委員、事務局による個別調査を随時実施します。

(2) 文献調査

高知県の民俗に関して県内外で発表された論文、資料報告、著書等について、文献リストを作成し、関係者で共有するとともに、県史執筆の便宜を図る。

＜令和4年度＞

- ア 土佐民俗学会が発行した学術誌（『土佐民俗』100冊）
- イ 県内の市町村史（本編）に収載の民俗資料

＜令和5年度以降＞

- ウ 土佐史談会発行『土佐史談』に収載の民俗関連資料
- エ 市町村史関連（本編以外）の出版物で民俗に関係するもの
- オ 各地域の歴史を調査研究する団体が発刊する雑誌
『須崎史談』『南国史談』『檮原史談』『大豊史談』など
- カ 県内の研究者、寺石正路、桂井和雄、吉村淑甫、高木啓夫、坂本正夫の著書。単行本としてまとめたもの。
- キ 県内で出版された雑誌等で民俗に関する記事（『月刊土佐』など）
- ク 県内で出版された民俗関係書籍（カ以外）。民俗誌、論集等
- ケ 県外で発行された民俗雑誌『民間伝承』『日本民俗学』に収載の高知県関係の民俗記事。
- コ 県外で出版された、高知の民俗に関する書籍。調査報告書、論集、民俗誌など
- サ 県外で発行された民俗雑誌のうち、『郷土研究』及び『旅と伝説』に掲載された、本県の民俗関連記事

（リスト作成の対象は順次広げていく）

(3) 調査方法等

- ア 大学生をはじめ、民俗学について関心があり一定の知識がある人に、文献リストの作成や民俗調査についての協力を依頼していきます。
- イ 民俗に関心のある地元の関係者との情報交換を積極的に行い、県内各地での民俗調査や研究の活発化を図ります。

5 編集

(1) 各巻の構成及び内容

「3 刊行」に掲げる資料編及び本編の各巻について、全体の構成や項目及び内容は今後の専門部会で検討を行います。

但し、各巻の構成・内容は、民俗資料調査等の成果を踏まえ、必要に応じて柔軟に対応します。

<令和4年度>

「資料編1」（「ことばと伝承」〈仮称〉、令和9年度刊行予定）の構成について検討案を作成し、調査の重点化を図る。

<令和5年度以降>

「資料編1」以外の各巻の構成や項目について、民俗資料調査の内容等を踏まえて決定する

(2) 編集作業

令和4～6年度における資料調査等の成果を踏まえ、令和7年度から「資料編①」の編集に着手し、令和9年度の発刊を目指します。

第1期の作業内容は次のとおりとします。

<令和7年度>

掲載資料の選定、翻刻（文献資料の場合）、原稿執筆など

6 広報啓発、及び成果の提示

(1) 広報啓発

事務局が編集する広報誌や成果報告書、事例報告会などにより、部会が実施する史料調査の成果や、新たに判明した史実などを分かりやすく紹介することで、県史編さんの意義と魅力を広報し、県民や関係者の皆さまから事業へのご理解、ご協力を得るよう努めます。

<令和4年度>

民俗に関する講演会の実施（2ヵ所）

- ・ 専門部会委員による講演、県史編さん事業の紹介

(2) 成果の提示

『新たな高知県史へのいざない』（仮称）の発刊

県民の皆様にできるだけ早く編さんの成果をお示しするため、県史編さん事業のひとつとして、史料調査の成果や活用内容をわかりやすく紹介する刊行物（『新たな高知県史へのいざない』（仮称））を発刊します。

刊行物の構成は、編集委員会等で企画調整しますが、民俗部会として次のとおり従事します。

<令和5～6年度>

掲載するテーマ(項目)、担当執筆者について調整

<令和6～7年度>

原稿の執筆及び校訂、校正、刊行(令和7年度)